

# 目次

はじめに

## 第一章 加盟交渉史

1. 正式加盟申請以前—提携関係
2. 正式加盟申請
3. 冷戦後
4. 候補からの除外
5. 加盟候補国

## 第二章 加盟を阻む問題

1. コペンハーゲン基準（1993）
2. 欧州委員会の定期報告書（1999）
3. 加盟パートナーシップ（2000）
4. まとめ

## 第三章 人権問題

1. 国民の認識程度
2. クルド問題
3. 人権侵害の例
4. İHÜK の報告書（2000）

おわりに

## はじめに

トルコは共和国の建国以来、アタテュルクの理想に従って西欧化（westernization）を目指してきた。冷戦中は NATO（北大西洋条約機構）を始めとして西側陣営に組み込まれ、政治・経済的な関係でもヨーロッパとの強い結びつきを保ってきた。

ヨーロッパに仲間入りをする具体的指標として、1987 年にトルコは欧州共同体（European Community：以下 EC）への加盟を申請した。当時は冷戦中であり、EC 側もトルコの地理的位置を戦略に入れて一応受け入れはしたものの、その後両者の関係に大きな進展は見られなかった。ようやく経済面での協力として 1996 年に関税同盟が発足した。しかし 1997 年には他の加盟申請をしていた国々とは別に、トルコは加盟交渉から除外された。一時加盟へ悲観的なムードも漂ったが、1999 年には将来の候補国として、『加盟候補国』という地位が与えられた。

現在欧州連合（European Union：以下 EU）に加盟申請している国は先発、後発合わせて 13 カ国ある。トルコを除く 12 カ国は加盟交渉段階に入っており、早くて 2003 年にその中でも第一陣が新規に加盟する見通しである。つまりトルコは早くに加盟を申請したにも関わらず、他の候補国より大きく出遅れた状態にある。<sup>1</sup>

公然と言われることは少ないが、トルコを加盟から阻む一因に、「文化の相違」があるとされる。宗教を始め人々の物の考え方などが違う、という意見である。トルコは歴史的にはヨーロッパと違う背景を持ち、いわゆる「ヨーロッパ」の枠外であった。そのため、受け入れの是非の段階から問われることがある。トルコを加盟させることによって、EU の基本制度を最初から見直すことにもなりかねないからである。そこで、政教分離主義をとってはいるがイスラーム国であるトルコとキリスト教文化を持つヨーロッパ諸国の関係において、このトルコの EU 加盟という問題を「文明間の対話」に向かう一例として見ることに重要な意味を見出すことができる。トルコが憧れのヨーロッパの仲間入りをするには一方的な努力だけではなく、ヨーロッパも政策の変更などを通じてトルコに歩み寄りなければ実現しない。加盟への努力の過程は EU、トルコの両者をどのように変化させ、どのような意味を持つのだろうか。相違を乗り越えて共存が求められる今後の世界において、EU の拡大やその運営の展開は他の地域にとっても注目に値するであろう。

---

<sup>1</sup> 加盟交渉に入った国々の申請時期はキプロス、マルタ（1990 年）、ポーランド、ハンガリー（1994 年）、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロバキア（1995 年）、チェコ、スロベニア（1996 年）。

トルコと EU を始めとしたヨーロッパとの関係については、政治・経済面、軍事面などから多数の研究が行われている。しかしまさに今日的な話題を説明したものとなると限られてくる。入手できた範囲での資料として、主に EU やトルコ外務省 (Dış İşleri Bakanlığı) のホームページ<sup>2</sup>に公開されている公式文書を取り上げる。またここ数ヶ月の出来事については、民間の新聞に掲載されたものを参考にする。

この論文では、最初にトルコと EU の関わりを条約や EU の方針決定機関である欧州理事会 (European Council) の決議を歴史的に追いながら振り返る。次に、加盟候補国となった現在、何がトルコの加盟を阻んでいるのか、改善が要求されている問題を検討する。そして、仮に正式加盟を西欧化、近代化の最終のゴールとするならば、トルコがその道においてどのような見通しを立てているのか明らかにしたい。

EU は 1993 年発効の欧州連合条約において EC が深化した形態を指す。また EC も 1967 年に欧州経済共同体 (European Economic Community : 以下 EEC) から名称を変更したものである。この論文では年代によって当時の名称を用いるが、ヨーロッパにおける共同体 (Community) という概念に対しては便宜的に『EU』を使用する。文書の名称については筆者による日本語訳で表記するが、適宜原語訳を併記する。

---

<sup>2</sup> EU ホームページ <http://europa.eu.int>  
トルコ外務省ホームページ <http://www.mfa.gov.tr>  
なお、ホームページのアドレスは、2001 年 1 月現在のものである。

## 第一章 加盟交渉史<sup>3</sup>

この章では加盟の意思表示から 1999 年にトルコが加盟候補国と承認されるまでの EU とトルコの交渉を歴史的に追って概観する。

### 1. 正式加盟申請以前—提携関係

トルコが公式な形で EEC への接近を試みたのは 1959 年まで遡る。ヨーロッパ市場への輸出を自由化して経済を活性化するのが主な動機であったが、対抗意識も大きな後押しとなっていた。7 月 31 日、トルコは設立間もない EEC へ加盟を申請した。それは歴史的に確執のあるギリシャの申請から数週間後のことであった。同年 9 月 29 日から交渉の場が設けられ、EEC への加盟ではなく、まずは関税同盟を 22 年以内に設立することが合意された。

#### i アンカラ協定<sup>4</sup>

1960 年の軍事クーデターで一時交渉が中断したが、1963 年 9 月 12 日にトルコ・EEC 連合協定（以下アンカラ協定）が締結される。1964 年 12 月 1 日発効のこの協定をもってトルコは『準加盟国（an associate member）』と見なされることになった。トルコと EEC の間に関税同盟を設立するのが主な目的であったが、EEC へのトルコの加盟の可能性も示唆されている。<sup>5</sup>

この協定では関税同盟に至るまでを準備期、過渡期、最終期の三段階と区切り、それぞれ数年単位の期間を設けている。農工業製品の自由貿易、労働者、サービス、資本移動の自由や共通関税の採用、EEC からの財政援助案などが取り上げられた。

#### ii 追加プロトコル<sup>6</sup>

アンカラ協定の補足として、追加プロトコル（The Additional Protocol）が 1970 年 11

<sup>3</sup> 全体的な流れは、以下の文献を参考にした。

Meltem Müftüler-Bac, *Turkey's Relations with a Changing Europe*(以下 *Relations* と略す). Manchester: Manchester University, 1997, pp.53-71.

Rıdvan Karluk, *Avrupa Birliği ve Türkiye*. İstanbul: Beta, 1998, pp.365-389.

<sup>4</sup> “Agreement Establishing an Association between the European Economic Community and Turkey (12 September 1963),” available from <http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adc/mfa303.htm>

<sup>5</sup> 第 28 条において、「協定が十分に達成され、トルコが条約から発生する義務を果たす能力があると認められれば、直ちにトルコの共同体加盟の可能性を検討する」と規定されている。

<sup>6</sup> “Additional Protocol of the Agreement Establishing an Association Between Turkey and the European Economic Community (23 November 1970),” available from <http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adc/default.htm>

月 23 日に署名された。これは 1995 年末までにトルコと EC 間に関税同盟を設立することを始め、関税の引き下げなどトルコを EC の市場に取り込むことを目的とする項目を含んでいた。追加プロトコルは EC 諸国の批准が遅れ発効は 1973 年 1 月 1 日であったが、これによって両者の関係は過渡期に入ったことになる。

貿易の自由化に関しては、1973 年、1976 年にそれぞれ 10% ずつ関税の引き下げが行われたが完全撤廃までには至らなかった。

### iii 1970 年代の問題

トルコは輸出する農工業製品へさらなる特惠を求めていたが、フランスなど EC 内の農業国の反対から実現されなかった。EC は 1975 年の地中海政策においてトルコとよく似た貿易構造を持つ地中海の国々に特惠を与えたが、トルコはその対象から外されていた。さらに繊維製品の輸出制限も存続していた。つまりトルコは自分の得意分野では制限を受け、思うように利益をあげられないでいたのである。

さらに 1972 年イギリス、デンマーク、アイルランドの三カ国が EC に新規に加盟したが、これらの国はトルコを重要視しなかった。1974 年にはキプロス危機が起こり、ここでの EC 対応によってトルコは不信感をつのらせ、世間にはギリシャとトルコという準加盟国間の争いに対処できない EC の無能さが露呈された。<sup>7</sup>そして 1975 年には対立中のギリシャが EC へ正式加盟を申請する。

不満の解消されないトルコは追加プロトコル第 60 条の自己防衛の規定<sup>8</sup>に沿い、1978 年 9 月に一方的に EC との関係を凍結する宣言を出した。これに対して両者の関係修復と将来の加盟のための話し合いの場がもたれ、1980 年 6 月 30 日にはトルコ外相 Hayrettin Erkmen が秋までに正式加盟を申請すると発表した。ところが同年 9 月 12 日にトルコで軍事クーデターが起こり、アンカラ協定も他の EC との関係も事実上停止した。

## 2. 正式加盟申請

両者の関係が正常化し始めるのは 1986 年からである。それまでの協力関係では労働者の自由移動や資金援助を含む関税同盟設立の見通しが立たず、トルコと EC の関係は行き詰まりを見せていた。そこで、提携ではなく正式に EC に加盟すべきだ、という方向の転換を求める声が特に実業家の間から高まり始めていた。というのは、80 年代のトルコではそれまでの国内市場を中心とした自給自足的な輸入代替型から自由経済、市場開放への政策転換により輸出が奨励されており、EC はトルコの製造業にとって魅力的な市場であっ

<sup>7</sup> Müftüler-Bac, *Relations*, p.61.

<sup>8</sup> 「トルコの経済に不利益をもたらす侵害がある場合には、トルコは自身を保護するために適切な手段を講じる」と規定されている。

たからである。

民政移管後の総選挙で首相の座に就き、EC加盟を彼の生涯の公約とした Turgut Özal 政権下、トルコは 1987 年 4 月 14 日 EC への加盟を正式に申請した。<sup>9</sup> 目指したものは、経済関係の強化と労働者の就労先の確保である。EC からの回答には 2 年を要し、1989 年 12 月に欧州委員会の「意見書」として出された。しかし「現段階ではトルコの準備不足であり、社会・経済的状況は EC の基準に達していない」という否定的な内容であった。<sup>10</sup> しかし EC もちょうどスペイン、ポルトガルを新規加盟させたばかりで内部の調整に追われていた。その状況でさらにトルコのような経済的に未発達である国との交渉は新たな試みであり、適切な対応ができる時期ではなかったと言える。

EC の反応は期待通りではなかったが、一時冷却化した関係は回復し、予定通り 1995 年までに関税同盟を設立すること、EC からの財政援助など協力関係の継続は再確認された。モロッコが加盟申請した際に「ヨーロッパでない」という理由で拒否されたことと比較すれば、トルコがヨーロッパか否かという適性については、議論を残しながらも承認されたことになる。しかし、当時の時代背景からして、ソ連の脅威を恐れるヨーロッパにとって防波堤の役割を果たすトルコをつなぎ止めておきたかっただけでも言える。

### 3. 冷戦後

#### i 関税同盟設立

90 年始めのトルコと EU の関係は EU の積極的な歩み寄りから変化を見せ始めた。冷戦終結、ソ連の崩壊を経て世界は新しい秩序形成の時期であった。ソ連下にあった中央アジアのトルコ系諸国の独立や湾岸戦争を経て、あらためてヨーロッパはトルコの地理的重要性を認識したのである。<sup>11</sup> 一方トルコは加盟申請の後、進展の見られない EU との関係の他に別の選択肢として黒海地域と経済協力を図るなど新しい動きも見せていたが、EU が重要な地域であるのに変わりにはなかった。

1991 年にトルコ・EU 連合理事会が 5 年ぶりに開催されたのを始めとし、関税同盟の実現に向けた計画書も出された。<sup>12</sup> ここでは関税同盟を設立することでトルコが被る損失については十分に話し合われることはなかった。そして関税同盟は 1995 年 3 月 6 日に調印、同年 12 月 13 日に欧州議会の承認を得て 1996 年 1 月 1 日発効、と予定通りに進んだ。

<sup>9</sup> ローマ条約第 237 条「全てのヨーロッパの国は加盟申請する権利を有する」に基づく申請。

<sup>10</sup> “Commission Opinion on Turkey's Request for Accession to the Community,” available from <http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adab/opinion.htm>

<sup>11</sup> 「現在のヨーロッパの政治状況において、トルコの役割は非常に重要である」と 1992 年 6 月リスボン欧州理事会にて確認される。Müftüler-Bac, *Relations*, p.70.

<sup>12</sup> 「関税同盟に関するワークプログラム」1998 年 11 月開催の連合理事会での決議。

## ii 関税同盟の内容<sup>13</sup>

ここで少し関税同盟の内容について触れておきたい。主な目的は経済関係の強化であり、EU 内では 1958 年から 68 年にかけて完成している。トルコとの契約内容はアンカラ協定と追加プロトコルを基礎とし、①トルコ・EU 間で輸出入に関わる関税と数量制限を撤廃<sup>14</sup> ②第三国に対して、共通の関税率を適用すること、が要点である。さらにトルコが EU の共通通商政策を徐々に適用していくこと、第三国へ EU と同じ特惠を与えることが要求された。またトルコが適応できるまでの間、EU が財政援助をすることなども含まれている。さらに、関税同盟の契約には含まれないが、産業の協力、エネルギー、運輸、情報技術、環境問題、法律の調和など市場統合のために必要な分野についても話し合われるとされた。

関税同盟の利点としては、トルコは EU の市場に参入することで産業が競争力をつけ、経済の活性と発展を期待することができる。法の調和により、EU 企業のトルコにおける活動を促進させることができる。一方 EU には、トルコを新しい市場とするだけでなく、中東、黒海地域、中央アジアへの輸出の拠点として利用できる可能性を得ることである。

もちろん懸念もある。例えば自動車など、一般に国産品より品質がよく、また値段も関税の廃止によって差がなければ、EU 製品を買い求める志向が増える。トルコの製造業は技術の習得どころか、売上は減少し大きな打撃を受けかねない。また第三国からの輸入品に対する数量規制により、原材料の調達が困難になることも考えられるのである。<sup>15</sup> 実際、関税同盟発効後の貿易額において、トルコの対 EU 貿易では輸入が輸出を上回っており、大幅な貿易赤字であることが示されている。<sup>16</sup>

勘違いしてはならないのは、関税同盟は EU 加盟へ直結してはいないことである。たしかにアンカラ協定は将来の加盟の可能性も触れてはいたが、優先されるのは経済面での協力関係の確立であり、単なる一段階に過ぎないのである。なお、現在加盟候補国 13 カ国の中で、関税同盟を結んでいるのはトルコだけであるが、加盟交渉を開始するに至っていないのもトルコだけである。

## 4. 候補からの除外

関税同盟発効後の 1996 年 6 月、トルコでは福祉党と正道党による連立政権が誕生し、

<sup>13</sup> “ Decision No 1/95 (Customs Union) of the Association Council, ” available from <http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/ad/default.htm>

<sup>14</sup> 農産物は例外とされた。

<sup>15</sup> Heinz Kramer, “ Turkey and the European Union ”, in Vojtech Mastny and R. Craig Nation (eds.) *Turkey Between East and West*. Colorado: Westview, 1996, p.213-214.

<sup>16</sup> 例として、97 年の輸入額 240 億ドル、輸出額 122 億ドル。

Dış Ticaret Müsteşarlığı, <http://www.foreigntrade.gov.tr/ab/rakamlar/ditcaret.htm>

親イスラームである福祉党の **Erbakan** が首相の座に就いた。彼は宗教の違いから EU 加盟には否定的であった。それに対して正道党は福祉党抑制のために加盟を推進しようとし、両者の政策は相容れず、政権は不安定であった。

連立とはいえトルコにイスラーム勢力が台頭し始めていたことに対して、EU の前身 EEC の創立精神であった「キリスト教的価値観」からトルコの接近を好ましく思わない者は公然と嫌悪感を示した。<sup>17</sup>そのような動きに対して EU はトルコに加盟資格があることを再確認し、他の中・東欧の候補国と同じ基準で判断すると説明した。

しかし 1997 年 6 月、イスラーム勢力の活発化を危惧した軍部の圧力により **Erbakan** は辞任、祖国党の **Yılmaz** を首相とする連立内閣が成立した。**Yılmaz** は従来の親ヨーロッパ政策を維持することを表明した。ところが就任直後の 7 月、欧州委員会のアジェンダ 2000 において EU の今後の拡大戦略が発表された。ハンガリー、ポーランド、エストニア、チェコ、スロベニア、そしてキプロスとの加盟交渉開始、ブルガリア、ルーマニア、ラトビア、リトアニア、スロバキアとは加盟に向けた予備折衝を進めるとされた。<sup>18</sup>

そして同年 12 月 13 日からルクセンブルグで開かれた欧州理事会においてアジェンダ 2000 を受けた今後の EU の拡大、強化計画が決定された。トルコは、加盟志願国(applicant)に分類され、旧共産圏の国々に先を越された結果となった。<sup>19</sup>

これに対してトルコ国内ではひどく失望と憤慨が起こった。同月 14 日の政府の声明では、①トルコが他の候補国と同じ客観的基準で評価されていない（偏見があり誇張されている）②トルコにとって新しく前向きなものとして提案された多くは、何年も EU が果たしていない公約である③受け入れ難い政治基準が押し付けられようとしている、等を理由に、決議は納得がいけないという不満が表されている。<sup>20</sup>さらに、ギリシャ系のキプロスに EU の門戸を開いたことは北のトルコ系キプロスを無視し、不平等であるとともに国際法の違反であるとキプロスが加盟交渉国と承認された点も批判されている。<sup>21</sup>

また EU の矛盾をついた意見も見られた。「EU はトルコの民主主義の未熟さを指摘し、それをトルコも自覚している。しかし例えばスロバキアの民主化はどのようなものか？

<sup>17</sup> キリスト教民主同盟系のベルギー元首相 Wilfried Martens は「ヨーロッパの統合とはトルコのようなムスリム国には居場所のない文明化した計画である」という発言をしている。他にもドイツ首相 Kohl、ルクセンブルグ首相 Junker もトルコの加盟に否定的な態度をとった。“Hürriyet,” 1997.3.5  
Heinz Kramer, *A Changing Turkey: The Challenge to Europe and the United States* (以下 *Changing* と略す). Washington D.C.: Brookings Institution, 1999, p.194.

<sup>18</sup> “Agenda2000: For a Stronger and Wider Union,”  
available from <http://europe.eu.int/comm/agenda2000>

<sup>19</sup> “Luxembourg European Council(12 and 13 December 1997): Presidency Conclusions,” available from  
<http://europa.eu.int/council/off/conclu/dec97.htm>

<sup>20</sup> “Statement of The Turkish Government Regarding The Conclusions of The Luxembourg European Council(14 December 1997),” available from <http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adab/luxembourg2.htm>

<sup>21</sup> “Statement of The Ministry of Foreign Affairs Regarding The Conclusions of The Luxembourg European Council(14 December 1997),” available from  
<http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adab/luxembourg.htm>



EU はこの問いに『良い状態という訳ではない。しかし加盟過程の中で調整していく』と言う。ではなぜトルコへ同じ対応をしないのか？」<sup>22</sup> さらに首相 Yılmaz は、EU が「過ち」を訂正しなければ、トルコの加盟申請を取り消すとさえ言った。<sup>23</sup>

この理事会において加盟候補国や希望国との対話の場として欧州協議会（European Conference）が設置されることが決定した。翌 1998 年 3 月にロンドンで第一回目が開催され、トルコも招待されていたが出席を拒否した。

## 5. 加盟候補国

1998 年 3 月 4 日、欧州委員会はトルコストラテジーと題した計画書を発表した。それは両者の法の調和、関税同盟の機能改善など実地的な内容であった。またギリシャの拒否権のために財政援助が実行不可能にならないような提案も含まれた。同年 6 月に欧州理事会によって承認されたが、法案の実行時期とその財源については曖昧なままであった。<sup>24</sup> トルコ政府の見解としては、「EU が関係改善のために努力をしていることは評価できるが、特に新しい進展は見られない」といったものであった。<sup>25</sup> これを受けた形で同年 7 月、トルコから対 EU ストラテジーが発表され、その内容は先の欧州委員会の提案に沿っていた。しかし、ギリシャの拒否権のために EU が財政援助を始めとした公約を履行できていない点について「EU の機構や加盟国の問題を克服するのは EU の責任である」と EU 側の政治意思の不足を指摘している。<sup>26</sup>

1999 年 10 月 13 日、加盟を申請している国の進捗状況を表す定期報告書が欧州委員会によって発表された。EU 加盟の条件であるコペンハーゲン基準<sup>27</sup>に照らし合わせると決して合格点とは言えないものの、トルコは加盟候補国となることが決定された。このレポートを元に、同年 12 月 10 日からヘルシンキで開催された欧州理事会において承認され、他の候補国と同じように EU の計画や各種会議への参加が許可されることになった。<sup>28</sup> 決議では政治基準を満たさなければ正式に交渉は開始できないと強調されているが、この会議をもって、加盟実現に向けてトルコは新しい一歩を踏み出すことになったのである。

<sup>22</sup> Altan Öymen のコラム, “Milliyet,” 1997.12.13

<sup>23</sup> “Milliyet,” 1997.12.18

<sup>24</sup> “European Strategy for Turkey - The Commission's Initial Operational Proposals (Brussels, 4 March 1998),” available from <http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adab/proposals.htm>

<sup>25</sup> “Statement Of The Ministry Of Foreign Affairs Regarding The Conclusions Of The Cardiff European Council(17 June 1998),” available from <http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adab/cardiff.htm>

<sup>26</sup> “A Strategy For Developing Relations Between Turkey And The European Union-Proposals of Turkey(17 July 1998),” available from <http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adab/strategy.htm>

<sup>27</sup> コペンハーゲン基準については後に詳しく説明する。

<sup>28</sup> “Helsinki European Council (10 and 11 December 1999): Presidency conclusions,” available from <http://europa.eu.int/council/off/conclu/dec99/index.htm>

## 第二章 加盟を阻む問題

第一章で述べてきたように、1963年のアンカラ協定でまずは関税同盟設立に合意されたのち、関係が冷却化した時期もあった。しかしトルコの経済政策の転換も後押しとなり1987年には正式にECへの加盟を申請した。トルコのジャーナリストの多くは、報道の自由化を期待し加盟申請を肯定的に捉えたが、その本音としては叶うことのない夢だろう、と悲観的であった。<sup>29</sup>だが彼らの予想に反して1996年の関税同盟発効を始め、にわかに加盟への動きが加速されてきたようである。1999年に加盟候補国という地位を得た時には、「我々はもうヨーロッパ人である」といった少々早計な意見がトルコの新聞では多く見られた。しかし、EUが加盟国に求める条件を満たさない限り、トルコは「候補国」に留まり続けるのである。

そこで、この章ではEUから出された文書をもとに、何がトルコの加盟を阻む課題となっているのかを見ていく。法の改正が要求されている部分というのは、即ち現在のトルコがEUへの加盟にあたって解決すべき問題点であるからである。

### 1. コペンハーゲン基準(1993)

EUは当初6カ国で始まり、その後4度の「拡大（加盟国の増加）」を経て1995年より15カ国に至っている。今まではいわば西ヨーロッパの中での拡大であり、加盟国間の格差も大きくはなかった。ところが、現在EUは社会・経済的に不安定さの残る旧共産圏の中・東欧への拡大という新しい試みに直面している。そこで加盟を希望する全ての国に適用し、クリアできた国から順次加盟させるという何らかの一定基準を設ける必要があった。

その基準が1993年6月にコペンハーゲンで開かれた欧州理事会において採択された、コペンハーゲン基準である。以下がその内容である。<sup>30</sup>

#### ●政治基準

制度に裏付けられた安定した民主主義、法治主義、基本的人権が根付き、少数民族を尊重、保護していること。

#### ●経済基準

<sup>29</sup> Şahin Alpay, “Journalists: Cautious Democrats,” in Metin Heper and Ayşe Öncü (eds.) *Turkey and the West: changing political and cultural identities*. London: I. B. Tauris, 1993, p.76.

<sup>30</sup> “The Copenhagen Criteria,” available from <http://europa.eu.int/comm/enlargement/intro/criteria.htm>  
<http://www.mfa.gov.tr/grupa/ad/adab/copenhagen.htm>

市場経済が現実機能し、EU 域内の競争圧力、市場の力に対応できること。

●統合成果の受け入れ

政治、経済、通貨統合の目的達成への努力を含め、加盟国の義務<sup>31</sup>を果たす能力があること。

この基準は加盟を望む国には全て平等に適用される基準とされている。欧州委員会は、EU 機関内からだけでなく NGO や欧州会議（the Council of Europe）からの資料も参考にしながら、国ごとの定期報告書において各候補国がこの基準をどれだけ達成しているかを評価する。しかし非常に抽象的であり、何をもって良しとするか明確に判断を下すことは難しいと言える。

## 2. 欧州委員会の定期報告書<sup>32</sup>（1999）

では、どのような評価によってトルコは加盟候補国と認められたのだろうか。1999 年 10 月 13 日発表の定期報告書の内容である。

### i 政治基準について

トルコには基本的な民主体制は存在しているが、コペンハーゲン基準を満たすほどではない。人権やマイノリティーの尊重では著しく不十分である。拷問は組織的ではないが広く行われており、表現の自由もたびたび制限されている。国家安全保障会議<sup>33</sup>（Milli Güvenlik Kurulu）が政治に強い影響力を持っている。

民主化の分野では、政治生活や人権を尊重するための法の改正が審議されている。クルド系住民も含めて全市民が恩恵を受けられるようにするべきである。

### ii 経済基準について

トルコは市場経済の多くの特徴を持っている。域内の競争圧力や市場の力に、困難でも対応していかなければならない。

財政赤字やインフレ、経済的不均衡は縮小している。社会保障制度の改革が議会で承認された。電力の民営化やインフラへの投資を促進し、外貨導入のための障害を取り除かなければならない。

公共部門での予算縮小と地震災害からの復興に必要な資金を考慮すると、全体的な財政

<sup>31</sup> EU の 31 分野にわたる法体系全体である「アキ・コミュニテール」を採用することを指す。

<sup>32</sup> “Regular Report from the Commission on Progress towards Accession,” available from [http://europa.eu.int/comm/enlargement/turkey/rep\\_10\\_99/index.htm](http://europa.eu.int/comm/enlargement/turkey/rep_10_99/index.htm)

<sup>33</sup> 国内外の安全保障に関する最高意思決定機関。軍部の意思が強く反映される。

統制と、構造改革が急がれる。民営化の促進、地域格差の縮小も課題である。

### iii 義務遂行能力について

関税同盟の範囲では非常に進展が見られる。モノの流通については満足のいくものであり、ヨーロッパの基準に達していると言える。

しかし関税同盟の範囲外では、EU に調和する動きはまだ期待できない。法律面では著作権法の批准、資本の自由移動で改正が必要である。農業はまだ高い保護政策下にあり、前回の報告書から進展が見られない。

行政面では、その構造を近代化し、職員を教育する必要がある。

この報告書は以上のように具体的な例に触れ、改善を促す「勧告」であると言える。この報告書に対して、新聞のコラムではトルコ自身がまだ国家形成の途中であり、全ての EU の要求を達成するには時間がかかるだろうという意見が見られた。<sup>34</sup>

## 3. 加盟パートナーシップ (2000)

2000 年 11 月 8 日、欧州委員会から定期報告書を踏まえた上での意見書に当たる加盟パートナーシップ (Accession Partnership Document : 以下 APD) が発表された。これは加盟候補国それぞれに作成され、必要に応じた変更もあるが加盟実現まで継続されるものである。定期報告書よりもさらに明確に、トルコにとって優先して解決されるべき問題点が、短期 (2001 年まで) 計画で 17 題目 52 項、中期 (2004 年まで) 計画で 18 題目 60 項、改善の期限と共に示されている。まさに今現在、トルコの EU 加盟を妨げている課題が列挙されていることになる。APD 自体を手に入れることはできなかったが、新聞紙上に掲載された主な内容は以下のようである。<sup>35</sup>

### 1. 基本的自由

- ・欧州人権条約 (European Human Rights Convention) 10 条の履行、つまり思想が自由となるように、表現の自由を制限した法律や憲法を改正すること。(トルコ刑法 312 条、テロ対策法の 8 条を含む大部分、憲法 13-14 条、16 条) → 短期計画 (以下短と略す)
- ・ローザンヌ条約で定義されたグループだけでないマイノリティーの言語、宗教、文化の発展を妨げるような法を改正すること。しかし、EU はトルコが政教分離や領土を維持することは認める。→ 中期計画 (以下中と略す)

<sup>34</sup> Güneri Civaoglu のコラム, "Milliyet," 1999.10.14

<sup>35</sup> "Radikal," 2000.11.8, "Cumhuriyet," 2000.11.8, "Turkish Daily News(以下 TDN)," 2000.11.11

## 2. 人権

- ・人権侵害した者を罰する法を制定すること。警察や人権に関わり法的効力を持つ者に対して人権教育を施すこと。→短
- ・欧州人権条約にそった憲法改正と、国際人権規約（U.N. Human Rights Convention）を遵守すること。トルコはこれに批准しているが、実際は無視をしているに等しい。→中
- ・人種、性別、民族的出自、宗教、思想などの差異に関わらず、全同胞が基本的権利と自由を保障されること。→中

## 3. 死刑<sup>36</sup>

- ・まず死刑は執行猶予とすること→短
- ・最終的には死刑を廃止し、欧州人権条約の第6次プロトコルを批准すること。→中

## 4. 拷問と刑務所

- ・ヨーロッパ反拷問協定（European Anti-Torture Convention/Avrupa işkence ile mücadele sözleşmesi）を守り、拷問防止のために法的な対策を講じること。→短
- ・刑務所の待遇を改善し、入獄者に与えられる最低条件に関する条項を含む国連の法を適用すること。→中

## 5. クルド問題<sup>37</sup>

- ・全てのトルコ同胞が、母語でテレビ、ラジオ放送など自文化の発展、普及ができるように、それらを禁止している法を廃止すること。→短
- ・南東アナトリア地域との経済格差を縮小するための社会・経済対策を講じること。→短
- ・南東アナトリア地域での非常事態宣言（Olağanüstü Hali）が解除されること。→中

## 6. 司法

- ・訓練を施し裁判官や検察官の質を向上させること。→短
- ・裁判の効率化のために、国家安全保障裁判所（Devlet Güvenlik Mahkemeleri）を含む裁判所を国際的な水準に引き上げること。→短

## 7. 国家安全保障会議を文民化し、政府の諮問機関とすること。→中

## 8. キプロス問題

- ・国連の解決案をトルコが支持すること。つまり、トルコ系キプロスはギリシャ系キプロスの提案を拒否せず、交渉を進めること。→短

## 9. 経済

- ・インフレ抑制、構造改革を続行すること。→短
- ・EUの方法に沿った財政管理、その報告によって財政の透明度を高めること。→短

---

<sup>36</sup> 法律は変更されていないが、実際は1984年以来執行されていない。

<sup>37</sup> 本文ではトルコ政府に配慮し『クルド』という表記は用いられていないが、実質クルド問題を指していると思われる。

- ・民営化を促進し、完成させること。→中

#### 10. その他法の整備

- ・知的所有権に関する法を整備し、海賊版を取り締まること。→短
- ・労働組合の権利を保障すること→短
- ・アキ・コミュニテール採用のために各分野での法の調和をすすめること。

基本的に、この文書は 1999 年末の欧州理事会の決議に従っている。トルコ政府は大部分を承認したものの、キプロス問題の項目に納得しなかった。そして、キプロス問題とはキプロス島内部の問題であり、これはトルコの EU 加盟の課題には関係がないと見る、という見解を表した。<sup>38</sup>一方 EU 内部ではギリシャ以外反対意見は見られなかった。ギリシャは新たに課題を与えようと、エーゲ海域の領土問題<sup>39</sup>も取り上げるように求めている。つまり文書内容の段階から問題の当事者であるギリシャとの軋轢が見られ、今後の対話が容易でないことを表していると言える。<sup>40</sup>

#### 4. まとめ

トルコは経済基準に関しては、関税同盟の効果が大きく、特にモノの流通に関しては合格点と言われている。その他に財政赤字とインフレの削減、国内の経済格差の調整、構造改革などヨーロッパの水準に合わせなければならない課題が残されている。

困難とされているのは政治基準を満たすことである。トルコにおいて軍部の政治に対する発言力が強いこと、人権の尊重に関して拷問と死刑の廃止、表現の自由の制限などが強く改善が求められている点である。しかし、EU が深くトルコ国内の人権問題、例えばクルド人の扱いについてあれこれと意見するのはトルコへの内政干渉となりかねず、深く触れられることは少ない。例えば APD においても使用される言葉に注意が払われ、現実を認識していても「クルド問題」として直接には指摘されていない。このように、基本的人権の尊重を始めとした政治基準を満たすことは、トルコにとって複雑かつ敏感な問題である。それゆえに改革は容易ではないが、重要な課題であると言える。

また、人権の尊重は EU 市民が最も望む点でもある。EU 市民の世論であるユーロバロメーターにおいては、新たに加盟する国に望む条件に「民主主義の確立と人権の尊重」が一番に挙げられ、その支持率は 95%に達している。一方経済基準の適合を重視する者は

---

<sup>38</sup> “ Press Release on the Turkish Accession Partnership,” available from <http://www.mfa.gov.tr/EU/Press211.htm>

<sup>39</sup> エーゲ海の大陸棚に石油資源が発見されたこともあり、領海をめぐりトルコとギリシャは対立している。

<sup>40</sup> “ TDN,” 2000.11.8

76%であった。<sup>41</sup>つまり受け入れる人々の視点からでは経済状態よりも、民主化の方が発展を優先されるべきである、ということが分かる。

次章では、その重要かつ難題である人権問題に関して、人権機関のレポートやトルコ内部で用意された改革案を元にトルコの実際を見ていく。

---

<sup>41</sup> European Commission, *Eurobarometer: Public Opinion in the European Union*, report number 53. Brussels: European Commission, 2000, p.56. available from <http://europa.eu.int/comm/dg10/epo/eb/eb53/eb53.html>

## 第三章 人権問題

1999 年トルコが加盟候補国となった時には、経済の調和は関税同盟の影響で進んでいると評価された。そして第二章で述べたように、今後改革が急がれるのは政治基準、特に基本的人権の尊重に関する分野である。最初に国民の意識調査から取り上げる。

### 1. 国民の認識程度

2000 年 8 月 2 日付けの *Turkish Daily News* に、民間会社が調査した EU 加盟についてのアンケート結果が掲載された。13 都市、1222 人の回答によると、トルコが EU に加盟することに賛成 74.5%、反対 13.3%、意見なし 12%との結果であった。EU 加盟の条件であるコペンハーゲン基準は 73.6%の人が知っていると答えている。

次に、EU 加盟にあたってトルコの最大の障害は何かという質問では、「人権の尊重と民主化」(30.2%)「イスラーム国であること」(17.1%)、「キプロス問題」(9.5)の順であった。それでは人権問題と聞いて何が浮かぶか、という問いには「思想統制」(44.3%)、「拷問」(23.9%)、「未解決殺人」(18.9%)、「マイノリティーの権利」(9.8%)と挙げられた。

どの都市で、どの層に調査をしたかは明らかでないが、政治思想に関わらず大半は EU 加盟を望んでいると見ることができる。また障害となっているのが人権の尊重であると多くの人に認識されている。EU からの通達では取り上げられることが少ないものの、国民からの視点でもこれが最も難しく大きな問題であることが分かる。

### 2. クルド問題

特に「人権の尊重」の項目に直接または間接的な理由として関わっているのはクルド人をめぐる問題である。トルコは共和国建国以来国是として、国民は皆「トルコ人」であることを掲げてきた。これは歴史的、地理的要因により複雑な民族背景を持つ国民の意識を統一しようという政策の中で形作られてきたものである。

トルコ東・東南部には「クルド人」という国内最大数<sup>42</sup>のマイノリティーが居住しているが、近年までトルコ政府は国是に従いその存在すら認めていなかった。そのクルド人の中でもトルコからの独立を目指したクルド労働者党（以下 PKK）は、1984 年以来暴力的な手段に訴えることで世間の注目を引いていた。PKK の過激なテロリズムに対してトルコ

---

<sup>42</sup> 1965 年以来国勢調査において民族に基づく分類は行われていないが、推測値で全人口の 12%、約 700 万人と見積もられている。

Kemal Kirişçi and Gareth M. Winrow, *The Kurdish Question and Turkey: An Example of a Trans-state Ethnic Conflict*. London: Frank Cass, 1997, pp.119-120.



政府も武力で応戦し、一般市民も巻き込んで多数の犠牲者を出している。PKK との闘争の過程では拷問などの非人道的な行動も、政府によってやむをえないと黙認されてきた。もしクルド人が独立を果たせば、すでにトルコ国内に同化している他の民族のナショナリズムを目覚めさせ、国家の分裂そして崩壊につながりかねないというのが政府の危惧するところである。つまり、PKK のような一部の分離主義を唱える者の活動と、それを鎮圧しようとする政府の対応において、拷問や思想制限などの人権侵害が多く発生しているのである。

### 3. 人権侵害の例

次に、主に世論調査で挙げられた「思想統制」「拷問」「未解決殺人 (mystery killings/faili meçhul cinayet)」「マイノリティーの権利」について、各種人権団体が調査している例を挙げながらトルコでの状況を明らかにしていきたい。

各件数は人権協会 (İnsan Haklar Derneği) の 1998 年の調査報告<sup>43</sup>によるが、報復を恐れて人権団体に訴えない例も多いため、実際の数字はもっと大きいものと思われる。

#### i 思想統制

閉鎖された団体（政治団体、出版社など）—153、没収された出版物—331  
保護観察中のジャーナリスト—298

1991 年に導入されたテロ対策法は、「いかなる手段、思想によっても」トルコ国家の統一性を脅かす宣伝活動を禁止するものであった。<sup>44</sup>これに従って多くの左翼活動家やクルド人を擁護するジャーナリストなどが投獄されてきた。人権協会の会長 Akin Birdal はクルド問題を平和的に解決しようと呼びかけたスピーチによって逮捕された。件数だけで近年の比較はできないが、しかし良い兆候も見られている。最近の例で言うと、1999 年 4 月に出版されたトルコ南東部での紛争（つまりクルド人との紛争）に参加した兵士のインタビューを集めた本が発刊停止となり、その著者 Nadire Mater と発行者 Semih Sökmen が、軍を侮辱した罪で裁判にかけられた。本の中では人権侵害、政府軍の過度の PKK に対する残虐行為などが記述されていたが、それは兵士の声であり、著者自身の批判ではないと Mater は主張した。12 年の懲役が求刑されたが、結局彼らは無罪となった。このことは国内外の人権団体に歓迎され、トルコが人権問題に対する態度を変え始めている兆候と見られた。<sup>45</sup>

<sup>43</sup> İnsan Hakları Derneği, “İnsan Hakkına Yönelik İhlaller,” available from <http://www.ihd.org.tr/rapor/aylik/index.html>

<sup>44</sup> テロ対策法は 1995 年に改正され、「」の部分が削除された。これによって、思想だけを理由に逮捕されることはなくなった。

<sup>45</sup> Amnesty International, “Turkey in 2000 Annual report,” available from [http://web.amnesty.org/ai.nsf/Index/EUR440492000?OpenDocument&of=COUNTRIES%\\$TURKEY](http://web.amnesty.org/ai.nsf/Index/EUR440492000?OpenDocument&of=COUNTRIES%$TURKEY)

## ii 拷問

拷問中または保護観察中の死亡—128、拷問を受けたという起訴—498

国家安全保障裁判所の権力において逮捕された者は、最初の 4 日間は弁護士との接見ができないことになっている。当然家族など外部との連絡も絶たれる。この拘留中に尋問という名で拷問が行われることが多い。その方法は殴る、裸にする、目隠しをする、氷水をかける、電気ショック、腕から吊り下げる、薬物使用、性的暴行などである。<sup>46</sup>アムネスティ・インターナショナルの報告では、これらは現在も横行しており、また拷問を受けた者が法廷に訴えても、尋問者に有罪判決が出るとは限らないという。

## iii 未解決殺人—192

未解決殺人は加害者不明殺人とも言い、殺人事件が起こったにも関わらず、犯人の捜査が行われないか打ち切られてしまった事件を指す。たとえ白昼、街中で人が殺されても、必ずしも加害者が捕らえられないという。<sup>47</sup>またクルドナショナリストのジャーナリストや知識人、PKK に関わった容疑を掛けられた者が政府の手によって暗殺されている事件であるとも推定され、それは公然の秘密とされている。しかし、欧州人権裁判所へ起訴される件数は近年減少傾向にあり、またその内容は拷問や殺人よりも基本的な権利に関するものが増えていると所長がコメントしている。<sup>48</sup>これは PKK の停戦宣言の影響によると思われる、決してトルコで法整備が進んでいるという証拠にはならない。

## iv マイノリティーの権利

マイノリティーの権利の中でも議論が盛んであるのは特にクルド語使用の是非についてである。憲法ではトルコの公用語はトルコ語と定められ、よってトルコ語以外の言語を母語として放送や教育することは一般に禁止されている。<sup>49</sup>しかし実際はクルド語の音楽テープが流通し、トルコ東部のクルド人にはトルコ語を話せない者もいる。クルド語を始めクルド文化の流布について民族主義者行動党の反対を除いて、リップサービスだとしても比較的容認する姿勢を見せている政党は多い。現大統領の Sezer はクルド語による教育に

<sup>46</sup> Amnesty International, "Turkey: Torture-A Major Concern in 1999," available from <http://web.amnesty.org/802568F7005C4453/0/8CA4DF7124B00661802568A80063BAD2?Open>

<sup>47</sup> Human Rights Watch, "TURKEY: Violations of Free Expression in Turkey," available from <http://www.hrw.org/hrw/reports/1999/turkey/>

<sup>48</sup> Mehmet Ali Birand のコラム, "TDN," 2000.11.21

<sup>49</sup> トルコにはクルド人の他にチェルケス人やラズ人といったマイノリティーが存在するが、この法はクルド語の使用禁止を指していると思われる。

好意的な発言をし、クルド系政治家などから支持を得ている。<sup>50</sup>

人権問題として取り上げられるテーマには、クルド問題に関わるものが多いことは事実である。しかし相手がクルドナショナリストでなくても拷問が行われる可能性はあるだろうし、思想の制限に関しては、イスラームを政治に持ち込んだ政党が解散させられている。人権問題即ちクルド人問題ではないことを認識しておかなければならない。

#### 4. İHÜK の報告書 (2000)

次に、トルコ政府が用意した、人権問題改善のための計画の内容を見ていく。EU や人権機関からの勧告だけでなく、トルコ内部の機関からの提案であることに意義があると言える。

2000 年 9 月 21 日の閣僚会議にて、人権高等調査委員会<sup>51</sup> (İnsan Hakları Üst Kurulu : İHÜK) が取り組んできた活動の報告書が、『指針と行動の計画書 (referans ve çalışma belgesi)』として承認された。記者発表の際首相 Ecevit は、「EU の基準に適合させるために、全ての計画を加速して進める」と述べており<sup>52</sup>、この改革計画は明らかに EU 加盟が動機となっていることが分かる。この計画書をもとに、トルコ政府は改善すべき点を具体的にし、41 項目に渡る法の整備を促進することになる。

特に人権、民主主義の分野でトルコ刑法と民法の変更が優先事項であるとされ、またその改善状況を定期的にチェックすることも決定された。以下が計画の主な内容と予定時期である。<sup>53</sup>

- ・ 思想と表現の自由に関する改正→トルコ刑法 (Türk Ceza Yasası : TCK) で 2001 年、テロ対策法 (Terörle Mücadele Kanunu : TMK)、政党法 (Siyasal Partiler Kanunu) で 2002 年末
- ・ 上に関連し、宗教と良心、学問と芸術、マスコミの自由に関する改正→警察の職務と権限に関する法 (Polis Vazife ve Salahiyetleri Kanunu : PVSK) で 2002 年、映画ビデオと音楽作品法 (Sinema Video ve Müzik eserleri Kanunu) で 2002 年末

<sup>50</sup> 弁護士の Feridun Yazar は、「Sezer は問題を平和的な方法で解決しようとする初めての大統領であり、彼の発言は非常に建設的である」と評価した。“TDN,” 2000.5.19

<sup>51</sup> 1997 年 4 月に設立された、トルコ政府の高官から構成される公的機関。必要に応じて人権分野で活動する NGO や団体と協力し、法的判断及び行政判断を下す。他の人権問題に関わる公的機関としては、大国民議会に設置されている人権調査委員会がある。こちらは人権侵害を発見、認定する役割を持つ。

<sup>52</sup> “Cumhuriyet,” 2000.9.22

<sup>53</sup> “Radikal,” 2000.9.22

- ・ 人権不可侵、自由と安全保障の制限、死刑と生存権に関する改正→PVSKで2002年、TCKで2001年、刑罰法（Ceza Muhakemeleri Usulü Kanunu）で2001年末
- ・ 集団の自由に関して、集会とデモ、労働組合の自由に関する法改正→2002年末
- ・ ストライキ権、労働者の生活と労働組合内の民主主義を保障する法の制定→2001年末
- ・ 刑務所組織法、看守の権限と義務に関する法（Cezaevleri Teşkilat Kanunu）制定→2001年末
- ・ 刑の軽減、裁判過程の簡易化のための法改正→2001年末
- ・ 軍刑法（Askeri Ceza Kanunu）、軍裁判所組織と裁判手続法（Askeri Mahkeme Kuruluşu ve Yargılama Usulü Kanunu）の改正→2002年末
- ・ 職権乱用対策の政治道徳法（Siyasi Ahlak Yasası）制定→2002年末
- ・ 女性の地位と問題解決に関した対策→2001年末
- ・ 第六次プロトコル<sup>54</sup>の批准→2001年末

この計画書は、欧州委員会拡大担当委員を始め、EU 各国にも好評であった。<sup>55</sup>しかし、不十分な点もある。本来の IHÜK の報告書には死刑廃止案や、国家安全保障会議の非軍事化が強調されていた。これらの点は EU から再三勧告されているが、今回の内閣の発表には含まれていなかった。民族主義政党は PKK の党首 Öcalan の死刑をすぐにでも執行したいが、首相 Ecevit などは EU からの非難を恐れ、終身刑にとどめようとしている。このような政党の考えの相異が、改革の遅れに影響しているのである。<sup>56</sup>

しかしながら、政府が公的機関を通して確実に EU の基準に合わせようとしている努力は認められる。国民の多くも EU に加盟することの意味に人権尊重を挙げている。<sup>57</sup>たとえ改善の理由が EU 加盟条件という外圧によるものだとしても、この方向への進展は大変評価すべきものであると言える。国民の意識向上によってトルコにおいての「人権」の価値が高められていくことを期待したい。

<sup>54</sup> 欧州人権条約に付随する死刑廃止に関する協定。

<sup>55</sup> Cüneyt Arcayürek のコラム, “Cumhuriyet,” 2000.9.23

<sup>56</sup> “Milliyet,” 2000.9.22

<sup>57</sup> 2000 年 10 月 12 日付けの Milliyet 紙掲載の世論調査において、トルコの EU 加盟の支持理由として「トルコが人権を尊重する法治国家となるため」「思想や表現の自由が保障されるため」を挙げた回答が多く見られた。

## 終わりに

これまで述べてきたように、トルコにとって EU 加盟は共和国建国以来、西欧化を目指してきた政治家や知識人たちの悲願であった。正式に加盟を申請して以来、約 12 年間でようやく候補国という地位にたどり着いた。しかし、これは単に通過点に過ぎず、本当の試練はこれからである。現在交渉に入っている国々の加盟実現が 2003 年頃から開始されることを考慮しても、トルコの場合はさらに時間を要すると思われる。今後の道のりは平坦ではないが、トルコ、EU 双方の意思により公約がきちんと実行されれば加盟は可能であると言える。

しかし、結局は「文化の相違」を理由にトルコを拒み、関税同盟という隣人関係を保ったまま、EU はトルコの市場だけを利用するだろう、という意見もある。<sup>58</sup>また、EU に加盟することは主権を委譲するに等しいことであるが、内政干渉を好まないトルコが、EU の共通政策を受け入れることができるかという点も疑問視されている。<sup>59</sup>「加盟」というキーワードだけに固執せず、トルコ国民が本当にその意味を理解した上で望んでいるのか否かを今一度考え直す必要があると思われる。

克服されるべき課題は見てきたように細かな法の改正から漠然とした基準まで、EU から次々と課せられている。トルコにとっては、例えば拷問の禁止や表現の自由に関する法改正は、たとえ EU に加盟せずとも、人道的な見地からでは望まれることである。EU 加盟のための条件という理由を契機として、トルコが国内の制度を見直し、問題を解決しようとする過程には大きな価値があるだろう。

一方 EU は、トルコに注文をつけておきながら自らの公約、財政援助などを確実に果たしているとは言えない。それは一つには全会一致の原則など政策決定に慎重な EU の性質が影響している。今後の拡大に当たっては、さらに制度を改革する必要に迫られる。例えば 2000 年 12 月にニースで開催された欧州理事会において、中・東欧への拡大を視野に入れた政策決定の方法を巡って会議が難航したことは記憶に新しい。つまり、EU 拡大の過程では候補国が課題を達成するだけでなく、EU 自身も新しい状況に対応するためには積極的に変化を遂げなければならないのである。特に、宗教を始めいわゆる「ヨーロッパ」の文化と異なるトルコとの「対話」が容易でないことはこれまでの交渉過程で実証されている。EU が直面するこの課題を今後どのように扱っていくのかに注目したい。

この論文では、トルコ国内の EU 加盟をめぐる意見の違いの分析が特に加盟交渉史の部分で欠けている。必ずしも EU 加盟は国民の総意であるのではない。1996 年には「EU は

---

<sup>58</sup> Yalcin Simsek のコラム, “TDN,” 2000.11.23

<sup>59</sup> Kramer, *Changing*, p.201.

キリスト教クラブである。トルコが EU に入れば羊を放牧する草原に豚が放たれてしまう」と言った **Erbakan** がイスラーム政権を誕生させている。<sup>60</sup>1999 年の総選挙では EU 加盟に反対する民族主義者行動党が票を大きく伸ばしている。これらは世論の揺れを表していると言える。

また EU 市民の意見も重要である。2000 年春の調査によると、トルコの加盟へ賛成する者は 30%であり、これは他の候補国中最も低かった。反対する者は 47%である。<sup>61</sup>つまりトルコが加盟を希望していても、受け入れる側に反対意見が多いことは事実上大きな障害となる。このように EU の視点からトルコの加盟を見ることでも新たに問題が発見されるが、それらは今後の研究課題として残された。

---

<sup>60</sup> 現在は EU に加盟することで信仰の自由など基本的人権が尊重されるとの期待から、イスラーム政党の中でも加盟に好意的な者は多い。

Ali Bulaç のコラム、“Zaman,” 1999.12.11

<sup>61</sup> *Eurobarometer*, p.56.

## 参考文献

### 単行本

- Karluk, Rıdvan(1998), *Avrupa Birliği ve Türkiye*. İstanbul: Beta.
- Kirişçi, Kemal and Winrow, Gareth M. (1997), *The Kurdish Question and Turkey: An Example of a Trans-state Ethnic Conflict*. London: Frank Cass.
- Kramer, Heinz (1999), *A Changing Turkey: The Challenge to Europe and the United States*(Changing). Washington, D. C.: Brookings Institution.
- Müftüler-Bac, Meltem(1997), *Turkey's Relations with a Changing Europe* (Relations). Manchester: Manchester University.

### 論文

- Alpay, Şahin(1993), “ Journalists:Cautious Democrats,” in Metin Heper and Ayşe Öncü(eds.) *Turkey and the West: changing political and cultural identities*. London: I. B. Tauris.
- Kramer, Heinz(1996), “ Turkey and the European Union,” in Vojtech Mastny and R. Craig Nation (eds.) *Turkey Between East and West*. Colorado: Westview

### 新聞

- “Cumhuriyet,” 2000.9.22, 9.23, 11.8.
- “Hürriyet,” 1997.3.5.
- “Milliyet,” 1997.12.13, 12.18, 1999.10.14, 2000.9.22.
- “Radikal,” 2000.11.8.
- “ Turkish Daily News (TDN),” 2000.5.19, 11.8, 11.11, 11.21, 11.23.
- “ Zaman,” 1999.12.11

## インターネットホームページ

※アドレスは 2001 年 1 月現在。

- Amnesty International, <http://web.amnesty.org>
- Dış Ticaret Müsteşarlığı, <http://www.foreigntrade.gov.tr>
- Europa (European Union) , <http://europa.eu.int>
- Human Rights Watch, <http://www.hrw.org>
- İnsan Hakları Derneği, <http://www.ihd.org.tr>
- Republic of Turkey Ministry of Foreign Affairs, <http://www.mfa.gov.tr>